

笠置町職員の懲戒処分の公表

令和元年 12 月 6 日

笠 置 町

一般職員の懲戒処分について

笠置町職員の懲戒処分等の指針第 5「懲戒事案の公表」に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 事案の概要

令和元年 11 月、他自治体で公表された議会の議決を経ずに備品購入を行った件をうけ、庁内で確認を行ったところ、5 件の事案が該当することが発覚した。

本事案は、管理監督する立場である管理職が、業務の執行に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会での議決が必要な事案であるにも関わらず、失念し必要かつ適切な事務執行を怠り、議会の議決を経ずに備品を購入するといった事案が発生、12 月議会において追認という議案提出となった。よって次のとおり処分を行う。

2. 被処分者及び処分内容

区分	被処分者	処分内容	処分日
管理監督職	課長級職員（3 名）	戒告	令和元年 12 月 6 日

笠置町職員の懲戒処分等に関する指針第 4 第 1 項に該当。

なお、町長、副町長は管理監督責任を理由に令和 2 年 1 月の給料を減額する。

（町長 10/100、副町長 5/100 を減額。12 月議会に条例案提出）

3. 再発防止に向けて

信頼回復に向け、管理体制の一層の強化に取り組むとともに、再発防止に向け事業の起工にあたっては議決を要する事案であるか等の確認事項がチェックできるよう、物品調達契約等に係る確認表を作成し、複数による確認を行うなど事務処理を改善する。

あわせて一層の業務改善・意識改革を徹底し、職員の資質向上と組織を挙げて全力で信頼回復に努めます。